

令和 2 年度中小企業 CO₂ 削減対策見える化支援業務委託 質問・回答

赤字：追加分

質問	回答
2 「事業の目的」において、以下の記載があります。「事業の目的に中小企業等が設置する大規模事業所は約 180 事業所程度ある」とあります。ここでいう、中小企業等の定義は、中小企業基本法第 2 条第 1 項であり、それ以外の分類はないということで、よろしいでしょうか。	現時点では中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業以外を想定していません。ただし、今後、県が事業所に対して行うアンケート結果を踏まえ、それ以外の事業所を対象とすることがあります。
4 「業務の内容」(1) ア(イ)では 60 事業所程度から点検表の回収を求めています。この 60 事業所とは、2 「事業の目的」に記載のある食料品製造業を含む 60 事業所程度のことでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
対象事業所は、「食料品製造業を含む 60 事業所程度」とされていますが、食料品製造業以外の事業所数、業種（産業中分類）をご教示いただけませんかでしょうか。	食料品製造業（中分類 9）及び飲料製造業(同 10)を合わせた約 40 事業所の他に、第 1 区分（事務所、情報通信施設、放送局、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設、文化施設、物流施設、研究施設等）約 20 事業所を想定しています。
4 「業務の内容」(1) ア(イ)では 60 事業所程度から点検表の回収を求めています。一方で、イ(ア)では企業規模での分析を求めています。中小企業以外の事業者の点検表は、本業務とは別に埼玉県側で回収して、ご提供いただける想定でよろしいでしょうか。	4 (1) イ(ア)の「企業規模」ごとの集計・分析は、対象の 60 事業所程度のうち、みなし大企業（子会社に大企業を有する中小企業）とその他の中小企業に分けて集計・分析することを想定しています。いずれも本業務の範囲内となります。それ以外の事業所の情報の提供は予定していません。
4 「業務の内容」(1) ア(イ)点検表の作成支援において、点検表作成に関する説明会は、食料品製造業を含む 60 事業所のみを対象としたものでしょうか。	本事業の対象は食料品製造業を含む 60 事業所程度ですが、説明会自体は本事業だけでなく他の説明内容を含むものを想定しています。したがって該当事業所以外の参加があります。
4 「業務の内容」(1) ア(イ)において、「個別の問い合わせでは十分な対応が難しいと判断される場合に個別訪問する」とあります。この訪問の目的は「点検表作成の催促」か「点検表の記入方法の指導」のどちらを想定されていますでしょうか。	基本的には「記入方法の助言」を想定しています。ただし、訪問先の進捗度によっては「作成の催促」の内容も含まれるものとなります。
本文中(1) ア(イ)に「また、イにおいて必要な情報や(2)の優良事例の選定にあたって審査項目となる(可能性のある)事項は点検時に調査を行うこと。」とありますが、このことは点検表において、(ア)に記載されている削減対策毎の実施状況等に関するだけでなく、イの解析に必要な平成 23 年度から平成 30 年度のエネルギー使用量、原単位を算出するための延べ床面積等の指標についても調査項目を設けるという理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。なお、県が把握している計画書等の情報については可能な限り活用してください。 県が計画書等で把握している情報は以下のホームページを参考にしてください。 ・計画書の作成・提出 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html ・計画・実施状況の公表（平成 30 年度提出） https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/kouhyou/h30.html
点検表を配布するために必要な事業者の住所、連絡先（e-mail address 等）の情報については、発注者から提供頂くことができますでしょうか。	業務に必要な情報については提供します。

<p>4 「業務の内容」(1) ア(イ)に説明会の以下の記載があります。「事業者が点検表を作成するにあたってはこれを支援するため、県が開催する説明会(さいたま市内、2回程度を想定)にて点検表の作成方法について説明する 他、説明会当日に質問対応窓口を設けるとともに、個別の問い合わせについても適切に対応すること。また、対象全事業所から点検表を回収できるようにすること」とあります。これに関し、①会場の手配、②説明会への事業者の参加呼びかけ、③説明会時の受付、④説明会の資料作成は、委託者側でされることでよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>4 「業務の内容」(1) ア(ウ)(a)の設備の保有状況について、どのような形で情報提供いただけるか、ご教示ください。</p>	<p>原則としてエクセル形式にて、事業所ごとに提供します。</p>
<p>「プロポーザル実施要領」の「7 審査方法等」に記載の「プレゼンテーションを行い」について、新型コロナウイルスの影響の有無にかかわらず、「対面」で行うことになりそうですでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため、対面によるプレゼンテーション審査は行わず、企画提案書に基づく書面審査により受託候補者を決定するものと変更します。併せて、企画提案内容に関する選定委員会からの質問・回答を行う期間を設定しました。ついては、公募プロポーザル実施要領の修正を行いましたので、ご確認ください。</p> <p>・公募プロポーザル実施要領 (HP)</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/documents/0424chusyouzissiyouryou.pdf</p>
<p>プレゼンテーションの実施時間は何分程度を想定すれば宜しいでしょうか。</p>	
<p>プレゼンテーションには何名まで参加が可能でしょうか。</p>	
<p>今般の社会情勢により、説明会、現地訪問調査等の実施が困難となるのが想定されます。説明会、現地訪問調査の数量が減った場合、契約額も減となりますでしょうか。</p>	<p>現時点では想定していませんが、今後の社会情勢の変化を受け、協議により契約変更を行う可能性があります。</p>
<p>(1) ア(ウ)(a)で、矛盾を判断するために参照する資料(県が実施した事業所調査結果等)には、各事業所が保有する主要なエネルギー使用設備の種類、仕様、台数等に関する情報が記載されておりますでしょうか。</p>	<p>書面調査票では、熱源、空調、蒸気等の区分ごとに主要な設備の種類の種類保有状況について判断することができます。また、同時に取得した定期報告書によっても設備の取得状況を判断することができます。</p>
<p>本文中(3) (イ)に、事例集の作成について「(1)で作成した点検表(業種の特徴にあわせて対策を絞ること)」とありますが、これは(1)アの点検表作成時において、各業種の特徴を考慮し、業種毎に異なる点検表を作成しなければならないということでしょうか。</p>	<p>点検表の作成に当たっては、第1区分(事務所等)と第2区分(工場等)で分けて作成してください。なお、その後のカルテ作成に支障のない限り、業種ごとに異なる内容にせず、統一させてください。また、事例集の作成に当たっては、点検表の全項目を掲載するのではなく、業種の特徴にあわせて項目を選定し、掲載してください。</p>
<p>平成30年度に実施した「目標設定型排出量取引制度に係る調査・検討業務委託」、令和元年度に実施した「クレジット活用等に係る窓口対応等業務委託」は、いずれも閲覧対象と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>企画提案書提出前の閲覧について、いずれも閲覧することが可能です。なお、閲覧を希望する場合には、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、事前連絡及び来庁者2人厳守に御協力をお願いします。</p>
<p>企画提案書(様式2)に附帯する企画提案書につきまして、様式任意とありますが、推奨される用紙サイズ、枚数などがあればご教授頂けませんでしょうか。</p>	<p>サイズはA4又はA3サイズが望ましいですが、資料の見やすさも含めて審査の対象とするので、サイズ、枚数ともに指定はしません。</p>